

地球温暖化防止活動推進員 支援に係る報告書（グループのみ）

推進員の知識をレベルアップさせるために推進員同士で実施する勉強会や、イベント・出前講座等を実施する為の事前打合せなどを行った場合は報告してください。

- ・推進員自身が主催者の場合を対象とします。但し、行政及び地域協議会との連携も可とします。
- ・活動終了後1か月以内に提出してください。
- ・下記の枠内全てを記入してください。記入が漏れている書類は受理できません
- ・山口県地球温暖化防止活動推進センターが支援対象外の活動と判断した場合、旅費の支給はできませんのでご了承下さい。

報告日	年	月	日（報告者氏：	）		
活動日時	年	月	日（	）	時から	時まで
活動の種類	<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 勉強会・研修会 その他（					）
活動の目的						
活動の名称						
会場名						
会場住所 （番地まで正確に）	〒					
全体の参加者数	名（大体の人数でかまいません）					
参加推進員氏名 フルネーム（全員分）						
活動内容 （活動写真も貼付して下さい。別紙での報告も可能です） <u>勉強した内容、協議した内容、打ち合わせした内容等を詳しく記入してください。</u>						

【必ず裏面をご覧ください】

【注意点】

活動後は、代表者が報告書の提出をお願いいたします。

その際には、一緒に活動した推進員の氏名もご記入ください。

(1) 活動範囲について

山口県内での活動に限ります。

(2) 旅費等について

個人、グループ・団体（複数人グループ、地域協議会など）での活動に対して支給します。なお、旅費の重複支給はできません。他団体から支給されている場合は個別にお申し出ください。

(3) 旅費支給対象外となる活動について

- ・他団体等が主催するイベント、講座、セミナーや研修会等に一般参加者（視聴者）として参加した場合
- ・別団体のメンバーとして参加するなど、推進員以外の立場で参加した場合
- ・その他、山口県センターが対象外と判断した場合、など

(4) ブース出展料及び会場使用料について

ブース出展料及び会場使用料については事前にご相談ください。当協会（公益財団法人山口県予防保健協会名）で手続きをしなければご負担できません。

(5) 出展料・旅費などの支払該当期間

山口県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人山口県予防保健協会）の予算の範囲内で負担いたします。

【該当活動期間】2024年●月●日～2025年2月（推進員全体報告会）まで。

※旅費等の支払該当期間の開始日は、2024年4月1日（月）時点では未定です。

決まり次第記載いたしますので今しばらくお待ちください。

2024年4月1日作成